

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 1 5 号

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 3 1 年相模原市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

第 3 条中「第 4 6 条第 2 項」の次に「(法第 5 4 条の 3 において準用する場合を含む。)」を、「平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号)」の次に「及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和 7 年内閣府令第 9 5 号)」を加える。

第 4 条第 1 項中「特定地域型保育事業」の次に「若しくは特定乳児等通園支援事業」を加え、同条第 2 項中「及び特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。